

令和3年4月16日(金)
高校教育課生徒指導係
担当 三芝
内線 4642

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する 規則の概要

1 改正の概要

行政手続き等における押印について、原則廃止を基本とした見直しを行うこととされたことを踏まえて、条例施行規則の一部を修正するとともに、県教育委員会に報告すべきものを精査して、報告内容を減らすことにより、学校現場の負担軽減を図ろうとするもの。

2 改正内容

- (1) 条例施行規則の条文の一部を修正する。
 - ・ 条文内の「委員会」表示を教育長に修正する。
 - ・ 第6条に、修学金貸与不承認通知書(別記様式第5号)を追加する。
 - ・ 第9条の「修学金交付報告書の提出」については、削除する。
 - ・ 第14条の「修学金借用証書の提出」については、一部を追加する。
- (2) 様式から、申請者、保証人及び学校長の押印欄を削除及び、様式の一部を修正する。また、様式第6号を廃止し、様式第5号に「修学金貸与不承認通知書」を新規で追加する。

3 施行期日

令和3年4月1日